



# 消費生活サポーター通信



## No.7

### 2016年の特殊詐欺被害について

2016年の青森県内の特殊詐欺被害額が昨年の被害額を約8,500万円上回り、2億300万円となりました（県警発表）。被害額が1億円を超えるのは6年連続で、一人で約3,500万円騙し取られるなど巨額な被害もありました。手口としては還付金詐欺や架空請求が目立ちます。

高齢者世帯や一人暮らし世帯が増えていることも被害拡大の要因とも言われています。皆さんの見守りと気づきで、青森県内の特殊詐欺被害の拡大に歯止めをかけましょう！

#### 還付金詐欺

市役所職員など公的機関を装い電話をかけ、「医療費の還付金がある。今すぐ手続きをしなければお金を受け取ることができない」などと焦らせ、ATMの操作に不慣れな高齢者に相手方の口座へ振り込みをさせる手口。

還付金等の受け取りのため、公的機関等がATMでの手続きに誘導することは絶対にありません。「ATMでお金が戻ります」は詐欺です。

#### 〔特徴〕

- ①公的機関を装う
- ②時間がないと焦らせる
- ③携帯電話を持ってATMへ行くよう誘導する



#### 架空請求

架空の未払金（サイト利用料など）についての請求をメールやハガキなどで送り付け、折り返し連絡してきた消費者を脅してお金を振り込ませる手口。身に覚えのない請求内容に疑問を持った消費者に電話などで連絡させるのが手口の第一段階です。連絡してきた消費者から氏名や住所、会社や家族構成を聞き出して、さらなる脅しの材料とします。身に覚えのない請求がきたときは、業者には連絡せず、お近くの消費生活センターに相談してください。

#### 〔特徴〕

- ①金額や契約年月日の記載もない曖昧な請求内容。
- ②裁判や法律手続きをちらつかせる。
- ③振り込み以外に、コンビニで購入できる電子マネーのプリペイドカード番号を教えるよう求めるケースも。

#### ◆ご相談は…

消費者ホットライン 局番なし ☎188（お近くの消費生活センターにつながります）

青森県消費生活センター ☎017-722-3343（土日祝も相談受付中！）

